臨時免許状『検定』出願の手続き

I 提出書類

+1,700円(授与)分 を願書の所定の位 書外側の余白にはみ出さないよう,外側太枠内
付してください。 庁舎売店・宮城県内の銀行等の収入証紙売りさ 「Ⅱ 提出方法等」に記載の問い合せ先へご連
年月日が確認できる住民票抄本で代えることが
ださい。 については,高等学校卒業と同等以上の資格が 入学から記入してください。
, 当該健康診断の検査項目に様式第10号で定の写しをもって代えることができます。 目に様式第10号で定める検査項目が全て含まより証明し得ると所属長が認めるときに限り, しをもって代えることができます。 合は, 再検査・精密検査の受診状況・検査結果 ださい。
のは無効です。)。 応じて次のとおりです。 上会福祉法人の理事長、宗教法人の代表者 記入不要です。
す。)の卒業証明書を提出してください。 場合は提出不要です。 業証明書の原本のほかに当該卒業証明書を和訳 名と住民票抄本記載の氏名が異なる場合は,同 さい。
す。)の成績証明書を提出してください。 成績証明書の原本のほかに当該成績証明書を和 氏名と住民票抄本記載の氏名が異なる場合は, ださい。
ことができることとします。 のは無効です。)。 する証明書」の場合と同様 です。
めを受ける場合は,当該 <u>臨時免許状の原本</u> を提
用することが相当であると判断した理由等は、 況等は必ず記入してください。
に,相当普通免許状取得ための単位修得状況を してください。 な単位の修得状況が記載されたものです(通常 てください。)。
(事前相談が必要) に提出してください。 があります。

※ <u>複数の免許状を出願する場合</u>でも、出願する免許状ごとに上記の書類をそれぞれ全てそろえてください。 ただし、2、3及び4については2通目からは写しで差し支えありません。

Ⅱ 提出方法等

県立学校		出願者 → 校長 → 宮城県教育委員会 【問合せ先】〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県教育庁教職員課育成・免許班(宮城県庁16階) 電話:022-211-3639
市町村立学校等の教職員 (仙台市立学校等・石巻市立 高等学校・市町村立幼保連 携型認定こども園を除く。)		出願者 → 校(園)長 → 市町村教育委員会 → 各教育事務所 → 宮城県教育委員会 【問合せ先 】各教育事務所 担当等は各教育事務所のホームページで確認してください。
仙台市立学校等		 出願者 → 校(園)長 → 仙台市教育委員会 → 宮城県教育委員会 【問合せ先】〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目5番12号 仙台市教育局学校教育部教職員課(仙台市役所上杉分庁舎14階) 電話:022-214-8873
石巻市立高等学校		出願者 → 校長 → 石巻市教育委員会 → 宮城県教育委員会 【問合せ先】〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県教育庁教職員課育成・免許班(宮城県庁16階) 電話:022-211-3639
宮城教育大学附属学校等		出願者 → 校(園)長 → 宮城教育大学附属学校課 → 宮城県教育委員会 【問合せ先】〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県教育庁教職員課育成・免許班(宮城県庁16階) 電話:022-211-3639
私立学校等の教職員 (幼保連携型認定こども園を 除く。)		出願者 → 校(園)長 → 理事長(代表者) → 宮城県総務部私学・公益法人課 → 宮城県教育委員会 【問合せ先】〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県総務部私学・公益法人課学事班(宮城県庁1階) 電話:022-211-2264
幼保連携型認定こども園	仙台市以外の市町村に所 在する園の教職員	 出願者 → 園長 → 設置者 → 宮城県保健福祉部子育て社会推進室 → 宮城県教育委員会 【問合せ先】〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県保健福祉部子育て社会推進室保育支援班(宮城県庁7階) 電話:022-211-2529
	仙台市に所在する園の教 職員	出願者 → 園長 → 設置者 → 仙台市子供未来局幼稚園・保育部環境整備課 → 宮城県教育委員会 【問合せ先】〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目5番12号 仙台市子供未来局幼稚園・保育部環境整備課 (仙台市役所上杉分庁舎7階) 電話:022-214-8185

- ※ 臨時免許状の個人出願は受け付けておりません。
- ※ 出願書類を<u>郵送で提出する場合</u>は、事故防止のため<u>簡易書留扱い</u>で送付してください。
- ※ 免許状は上記と逆の流れで送付されます。**宮城県教育委員会からの受取方法**は以下のとおりです。 上記と逆の流れで宮城県教育委員会以外の機関から送付される場合の受取方法については、それぞれの機関にお問い合わせください。

受取	直接受け取る場合	免許状を受け取ることができるようになりましたら連絡します。 平日の「午前8時30分~正午」又は「午後1時~午後5時15分」に来庁してください。
方法	郵送で受け取る場合	簡易書留扱いで送付しますので,切手を貼付した返信用の封筒(角型2号(A4判が入る大きさ)で住所及び氏名を記入したもの)を出願時に提出してください。 ※ 郵送料(切手) 免許状 $1\sim2$ 枚 $\rightarrow4$ 90円 $3\sim4$ 枚 $\rightarrow5$ 10円

Ⅲ 出願受付期間・免許状交付日等

受付期間	随時
締切日	採用又は雇用予定日の3日前まで(締切日に間に合わない事情がある場合は事前に連絡してください。)
授与日	採用又は雇用の日(免許状に記載される授与年月日になります。)
発 送 日	授与日が属する月の翌月下旬(免許状を引き渡し又は発送できる時期です。)